

西条市観光交流センター前広場利用に関する利用者の資格要件及び制限並びに禁止事項に関する定め

西条市観光交流センター前広場活性化事業運営規程（以下「規程」という。）第9条及び第15条に規定する利用者の資格要件、利用の制限、禁止事項等は次のとおりとする。

■資格要件

- (1) 2以上の事業者等から構成される団体であること。
- (2) 事業者等の代表者（以下「代表者」という。）は、市内在住の者又は市内に拠点を置き事業や活動等を営んでいる者であること。
- (3) (2)の要件を満たさない代表者がある場合、その者の割合は、全代表者の2分の1を超えることができないものとする。
- (4) 利用者に暴力団関係者、又はそれに準ずる関係者等、反社会的勢力の者がいないこと。その事実が判明した場合、許可後にあっては、その許可を取り消すものとする。

■事業要件

- (1) イベント等の内容が、西条市観光交流センター前広場活性化事業の目的に沿った賑わいの向上、新たな魅力の創出等に資するものであること。
- (2) 公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動でないこと。

■利用の制限・禁止に関する事項

- (1) 利用者は、当該広場を利用するに当たり、運営管理責任者を設置し円滑な運営と事故の防止に努め、発生した全ての事故等トラブルの責任を負うものとする。
- (2) 許可された利用時間を厳守すること。
- (3) イベント等の内容及び運営については、利用者が全ての責任を持ち、市に責任は帰さないものとする。
- (4) 申請と異なる内容のイベント等を行ってはならない。
- (5) 喫煙は、所定の位置で行うこと。
- (6) 飲食物を取り扱う場合は、保健所等への手続きを実施しておくこと。
- (7) 火気器具を使用する場合は、事前に西条市消防本部に協議しておくこと。
- (8) 音響設備を使用する場合は、近隣に配慮した音量とすること。
- (9) 利用者は、故意又は過失により施設内設備及び貸出し備品等が滅失若しく

はき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- (10) 必ず清掃等を行い、ごみは利用者にて持ち帰ること。
- (11) 貸出し備品類は、市の確認を受け、指定する場所に返却すること。時間外等の理由により返却が困難な場合は、翌日以降の市の執務時間中に返却すること。
- (12) 急を要する施設改修や天災等やむを得ない事由によるもののほか、規程及びこの定めの規定に違反した場合、市はイベント等を中止させる場合がある。
- (13) 前号によるイベント等が中止となった場合、市は中止に伴い発生した損害について一切の責任を負わないものとする。
- (14) 電源を要する場合は、利用者において準備すること。ただし、市の主催事業に付随して実施するイベント等はこの限りでない。
- (15) 近隣施設の駐車場は利用してはならない。ただし、利用者において承諾を得ている場合はこの限りでない。
- (16) 市道及び広場東側通路に車両を含む来場者の滞留が生じないように注意すること。混雑が想定される場合は、誘導員等を配置して対処すること。
- (17) 周辺施設にイベント等内容を十分に説明し、トラブルが発生しないよう配慮すること。

■その他

- (1) 市は、この定めによるもののほか、申請内容等により個別に条件を付して許可する場合がある。